

厚生労働科学研究費補助金（がん対策推進総合研究事業）

分担研究報告書

全国がん登録の予後情報の精度に関する研究

研究分担者 東 尚弘 国立がん研究センターがん対策研究所がん登録センターセンター長
研究協力者 塚田 庸一郎 国立がん研究センターがん対策研究所がん登録センター院内がん登録室長

研究要旨：がん登録推進に関する法律（以下、推進法）に基づき、全国がん登録データベースから届出施設に対して生存確認情報の提供が行われることが規定されている。この死亡情報は国の統計であるが、連結が通常の氏名などの情報で行っていることから時に、登録データとの連結が困難であり正しく連結ができていない可能性が指摘されてきていた。そこで連結可能性の検証を目的に、国立がん研究センター中央病院において住民票照会による生存確認調査と全国がん登録情報による生存確認の一致度についての検証を行うこととした。初年である令和2年度は2016年症例の通院症例を除き住民票照会による生存確認追跡を行っており、二年目である令和3年度においては2017年症例について初年度と同様に生存確認追跡を行った。これらデータを後年、全国がん登録データと連結してその一致度を判定する。

A. 研究目的

2019年から始まった全国がん登録情報提供は、これまで国からの死亡情報を提供されている院内がん登録や一部の地域がん登録で行われていた住民票照会による生存状況確認との差異が生じている可能性が指摘されてきた。全国がん登録の大きな特徴の一つに、死亡情報を国レベルで全国がん登録の届出データに対して連携させ、届出漏れを同定すると同時に、生存率の集計のための根拠とすることが設計されている。しかし、死亡情報と届出情報の照合同定は氏名・生年月日・住所などの個人識別情報をもとに行われており、転居や誤記による同一判定ができず死亡情報に結びつかない症例が一定数存在することが予想される事もあり安定していない状況である。そのため、初年度の2016年症例に続き、国立がん研究センター中央病院の2017年症例サンプルにおいて、住民票照会による生死情報と全国がん登録から提供される生存確認情報を突合し、乖離がないかどうかを検証検討することを目的としている。

B. 研究方法

初年度同様、国立がん研究センター中央病院の2017年症例で3年予後情報について住民票情報によって得た生死情報と全国がん登録から得た生存確認情報

とを比較した。協力施設は3年生存率の算出時に全国がん登録データベースから提供を受けた生存確認情報による情報と住民票情報からの生死情報を突合してその一致度を計算した。令和3年度の時点では、全国がん登録による2017年症例の3年予後の算出が可能な生存確認情報の提供は開始されていないため、この前半部分である住民票照会による予後調査のみを実施した。調査対象としては、2017年に登録された患者で症例区分を区切らず対象とした。ただし、調査時点でも通院中の患者は生存が確実なために除外した。

（倫理面への配慮）

本研究は、国立がん研究センターの倫理審査委員会の承認を得て実施した。

C. 研究結果

住民票照会で得た患者の予後情報は国立がん研究センター中央病院のデータベースに保管され、全国がん登録からの2020年の死亡情報が利用可能になった時点で生存確認を依頼した結果、総数7,351人の院内がん登録2017年症例のうち、4,005人を調査対象とした。その結果3,822人の住民票照会が可能であった。うち死亡2,340名、生存1,399名、不明83名（追跡不能77名、除票4名、職権削除1名、法務

省通知削除 1 名) であった。

D. 考察

2016 年に施行された全国がん登録は、正確な罹患数を把握する上で重要な役割を果たしている。しかし、制度移行の影響がなどもあり少々差異が生じているところもあるため生存確認調査の信頼性の検証を行い運用の安定化と改善と信頼が非常に重要である。本年は研究二年目として、初年度の 2016 年症例に続き国立がん研究センターの 2017 症例に関する住民票調査を行った。検証結果が提供されるのは 1 年後となる見込みである。

E. 結論

正確ながん統計のための生存確認調査の妥当性検証のための下地となるデータ収集を行った。

F. 研究発表

特になし

G. 知的財産権の出願・登録状況

特になし